

第 66 回 国際対応専門委員会議事概要

日 時 平成 19 年 11 月 1 日（木） 13 時 30 分～15 時 30 分

場 所 （財）財務会計基準機構 会議室

（審議事項）

ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」に対するコメント対応について

国際会計基準審議会（IASB）の保険契約プロジェクトの第 1 フェーズでは、暫定基準として、保険契約に関する会計実務の多様性を認めた国際財務報告基準（IFRS）第 4 号「保険契約」を開発したが、第 2 フェーズでは、その多様性を一本化するべく恒久基準の検討が 2004 年から進められており、2007 年 5 月 3 日にその予備的見解を示したディスカッション・ペーパーが公表されている。なお、公開草案の公表は、2009 年に予定されている。

審議では、事務局より 3 つのビルディング・ブロックを用いた現在出口価値で保険負債を評価するというディスカッション・ペーパーの概要（別紙 1 参照）についての説明が行われた後、保険契約の会計に関する一貫性のある枠組みを開発するという IASB の目的に賛同するものの、測定属性や収益認識を含め検討すべき課題が多いとするコメント案についての説明がなされ、それに対して、以下のような質疑応答及び意見があった。

- ・ 保険契約は、他の一般的な会計プロジェクトと様々な関係（特に収益認識、財務諸表の表示等）があるため、個別具体的な保険契約だけを先行させるのではなく、バランスを取って整合的に対応すべきであるとの意見が複数あった。これに対して、保険契約に対する一本化ニーズは強く、他の一般的な原則とは違うレベルの議論が発端となっているものであるので、保険契約の基準開発スピードは緩めるべきではないとの意見もあった。
- ・ 保険契約は金融商品の場合と違って、活発な市場がなければ公正価値（現在出口価値）は算出できないという意味なのかとの質問に対し、事務局から、活発な市場が存在していない段階で再測定を行うことには懸念があるという趣旨の主張であるとの回答がなされた。
- ・ コメント案は、時価を客観的に測定することができるのであれば貸借対照表上で現在出口価値により評価することは否定しないが、その期間差額を業績とするかどうかについては別途検討が必要である、という 2 つのメッセージが非常に明確になっており、コメント案を評価できるとの意見があった。

- ・ 保険負債（履行義務）の変動全てを業績（純利益）とする IASB の方向性に対して、コメント案ではそれに対する判断を留保しているが、当該スタンスについて、IASB との建設的な議論を行うためには、「業績」の考え方をより具体的にした方が好ましいという意見と、業績については収益認識プロジェクト等で世界的に議論になっている大きなテーマであり、本コメントの中でその議論を行うとすると広範な記述が必要となるため適当ではないという意見が、それぞれ主張された。
- ・ また、ディスカッション・ペーパーは、貸借対照表上の評価の議論が中心となっており、業績（純利益）についての分析が不十分であるとの意見があった。
- ・ リスクからの解放の概念に基づき収益を認識していくというこれまでの保険の会計モデルは、収益認識プロジェクトにおける履行義務を顧客対価モデルで考える上で重要な示唆を与えるものであり、虚心坦懐に検討すべきとの意見があった。
- ・ また、収益認識プロジェクトにおいて公正価値モデルに対する理解が得られていない中で、保険負債の再測定につき、顧客対価モデルではなく、公正価値モデルを採用しようとしていることへの懸念について、もう少しコメントで言及してもいいのではないかと意見があった。
- ・ 最後に、期末時点での時価が必要だとしても、注記レベルで開示するということも考えられ、必ずしもそれを業績（純利益）に反映させる必要はないのではないかという意見があった。

以 上